

令和3年6月9日
総務部職員課

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

項目	条例	内 容
改正の趣旨		人事委員会規則の改正等を踏まえ、任期付職員の初任給を採用職種及び採用区分に応じた任期の定めのない職員と同様にする。また昇給を実施できるよう、条例の一部を改正する。
昇給	第6条	江東区職員の給与に関する条例第7条の第3項から第7項までの適応除外を解除することで、昇給が可能となる。
初任給	第7条	人事委員会規則の改正により、採用職種及び採用区分に応じた任期の定めのない職員と同様の初任給決定となる。
附則	第1項	公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用する。
	第2項	改正後の規定は、令和3年4月1日以降に採用された職員に適用され、同日前に任期を定めて採用された職員については、なお従前の例による。

2 人事院規則改正内容

- ・任期付職員の初任給規則の適応除外の削除

採用職種及び採用区分に応じた任期の定めのない職員とは異なり、任期付職員は人事委員会の承認を得て定める単一の号給とする記載を削除。

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(江東区職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第6条 江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号)第7条第2項から第7項までの規定は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員を除く。)には適用しない。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第7条 第2条及び第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則</u>で定める。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(江東区職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第6条 江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号)第7条第2項の規定は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第7条 第2条及び第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、<u>特別区人事委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の条例第6条の規定は、令和3年4月1日以後に任期を定めて採用された職員について適用し、同日前に任期を定めて採用された職員については、なお従前の例による。</p>